

公示番号：180299

国名：ミャンマー

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年10月中旬から2018年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数：
 - 国内準備 5日、現地業務 15日、国内整理 5日
 - 現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年10月3日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	農業・農村開発分野における各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：狂犬病

6. 業務の背景

シャン州北部地域（旧北シャン州）は麻薬の原料となるケシ栽培で世界的に知られる「ゴールデントライアングル」の一角に位置し、様々な反政府少数民族グループによって長年にわたりケシ栽培が行われてきた。ミャンマー政府は1989年からこれらグループとの停戦・和平合意交渉を行い、同時に麻薬撲滅に対する同意を取り付け、1999年から「麻薬撲滅15ヵ年計画」（1999年～2014年）を開始した。ミャンマー政府の努力に加え、我が国の代替作物導入に関する技術協力ならびに国際社会の支援もあり、ケシ栽培は撲滅にむけて進展を示してきた。しかし急激なケシ栽培撲滅を行ったラオカイ県（旧コーカン特別区）では、代替作物導入が追いつかず、収入源を喪失した農家の間で深刻な貧困状況が発生した。

同状況を踏まえ、我が国は2005年からラオカイ県に協力を集中させた「コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト（以下、コーカンプロジェクト）（2005年～2011年）」を立ち上げ、緊急支援を行うとともに、ケシ撲滅後の貧困削減活動を実施。2011年3月のプロジェクト終了までに一定の成果を挙げ、ラオカイ県はケシ撲滅状態をほぼ維持している。

一方、国連薬物犯罪事務所 (United Nations Office on Drugs and Crime, UNODC) 報告 (2011年) によれば、ラオカイ県以外のシャン州北部地域はケシ栽培が撲滅に近いレベルまで達したものの、近年は増加の兆しを示している。同地域の農家の多くは、所有農地規模は小さい一方で、農業資材（化学肥料）の投入率は同国平均に比べ高く、借金して資材投入を行っている。しかし適切な利用技術が普及していないこともあり生産性は低く、貧困から抜け出せない状態に陥っている（国連世界食糧計画 (World Food Program, WFP)、2010年）。現状の貧困が継続すれば、人道上の問題のみならず、ケシ栽培の再開と増加につながり、さらに、地域経済格差の拡大が少数民族と中央政府との対立を助長する危険を孕んでいる。以上背景から、収入源多様化と農業生産性向上を通じ、地域農民の生計の安定を図るため本案件が要請され、2014年5月から2019年5月までを協力期間として実施中である。

なお、当初、ラオカイ県、ムセ県、チャウメ県の3県にまたがるパイロットサイト（7村落区）で主にOJTにより技術移転する想定で事業を開始したが、2015年2月以降、安全管理上の問題により、専門家の活動範囲をラショー市以南の幹線道路沿いとする必要が生じた。これに伴い、「農村開発」分野の取り組みも、幹線道路沿いでのModel Village開発、国境省等のカウンターパートへの研修（含む第三

国研修)、パイロットサイトにおける既往の活動のフォローアップに再整理された。また同状況をふまえ、2016年11月に実施した中間レビュー調査においては、代替開発に向けた人材育成を推進する方針について、PDM変更と併せて承認されている。

今回実施する終了時評価調査においては、中間レビュー時に変更されたPDMに基づき、プロジェクト活動の実績、成果及びプロジェクト目標の達成状況を評価・確認するとともに、上位目標の達成に向けた筋道について検討・提言を行うことを主目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2018年10月中旬～10月下旬)

- ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、モニタリングシート、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②現行PDMをレビューし、指標の追加・改定等の必要性について検討を行う。
- ③現行PDMおよび上記②の検討に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ④評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、農業畜産灌漑省農業局及び灌漑局、プロジェクト活動に参加している業者、農家、その他ミャンマー側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(和文・英文(必要に応じ))を作成する。なお、ミャンマー語への翻訳はプロジェクトスタッフが対応する予定。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2018年10月下旬～11月上旬)

- ①JICAミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ミャンマー側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びミャンマー側団員等とともに評価5項目の観点による評価を行い、評価報告書(案)

(英文)の取りまとめを行う。

⑥調査結果や他団員及びミャンマー側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。

⑦評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。

⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。

⑨現地調査結果のJICAミャンマー事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2018年11月上旬～11月中旬)

①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。

②帰国報告会に出席する。

③終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

評価報告書(英文)、担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)、評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を参考資料として添付して提出することとし、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本発バンコク経由ネピドー往復を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年10月24日～11月7日の15日間を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に数日間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 営農(JICA)

ウ) 協力企画(JICA)

エ) 評価分析(コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のと

おりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、他の調査団員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語⇄ミャンマー語の通訳を備上します。

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、他団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

ラショーのプロジェクトオフィス内、ネピドーのJICA執務室等にて執務スペースを提供します（ネット環境あり。ただし、ラショーについてはネット環境が不安定な時がある。）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8461）にて配布します。

- ・プロジェクト進捗報告書

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ミャンマー国 シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014841.html>)

- ・ミャンマー国 シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクトベースライン調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014842.html>)

- ・ミャンマー国 シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト中間レビュー調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031332.html>)

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上